

財務省告示第三百六号

財務省の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成二十年九月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金額	振替単位	発行行	償還期限
割引短期国庫債券（第四百三十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で二兆三千九百七十一億二千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成二十年九月二十二日	平成二十一年九月二十四日
								額面金額百円につき九十九円四十二銭四厘	ただし、償還期が銀行休業日に

